

広島サッカースタジアム

指定管理業務仕様書

令和4年10月
広島市都市整備局

<目次>

1	管理運営に関する基本的事項	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
(1)	スタジアムの使用の許可、入場の制限、行為の許可及び特別設備の設置等の許可に関する事	1
(2)	スタジアムの施設及び設備の維持管理に関する事	5
(3)	その他市長が定める業務	9
3	自主事業	10
(1)	利用者の利便向上及び施設の利用促進のための自主事業の実施	10
(2)	経理処理	11
(3)	行政財産の目的外使用許可	11
(4)	留意事項	11
4	利用促進	13
(1)	基準値について	13
(2)	利用促進業務の実施	13
(3)	利用者ニーズ把握のためのデータ収集・分析及び業務改善	14
(4)	留意事項	14
5	管理の基準	14
(1)	休場日	14
(2)	開場時間	14
(3)	特記事項	14
6	リスク分担	14
7	職員配置、研修等	15
(1)	職員配置	15
(2)	総括責任者等の資格要件等	15
(3)	有資格者	15
(4)	研修等	16
8	管理運営に関連して指定管理者が行う業務	16
(1)	事業計画書及び収支予算書の作成	16
(2)	事業の報告	16
(3)	会計帳簿の記帳	16
(4)	自己評価の実施	16
(5)	広島市が実施する業務等への協力	16
(6)	サッカースタジアムと中央公園広場エリアの一体的な運営	17
(7)	中央公園全体のエリアマネジメント	17

9	モニタリング及び業務実施状況評価	17
(1)	モニタリングの実施	17
(2)	業務実施状況評価の実施	17
(3)	業務の基準を満たしていない場合の措置	17
(4)	業務実施状況評価の結果が低評価となった場合のペナルティ	18
10	調査・指示への対応	18
11	協定の締結	18
12	業務の実施上の注意事項	18
13	その他	18
(1)	指定期間の前に行う業務	18
(2)	業務委託等	18
(3)	保険への加入	19
(4)	指定期間終了に当たっての引継業務	19
(5)	監査	19
(6)	個人情報の取扱い	19
(7)	光熱水費	19
(8)	国有財産の貸付料	19
(9)	スタジアムの命名権に関する事項	20
(10)	法定雇用障害者数の達成に向けた取組	20
(11)	業務内容等に疑義が生じた場合の措置	20

別紙1 減免基準に盛り込まなければならない項目

別紙2 保守管理業務等一覧

別紙3 警備業務一覧

別紙4 清掃業務等一覧

別紙5 植物管理業務一覧

別紙6 フィールドの芝生管理業務一覧

別紙7 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（抜粋）

別紙8 指定管理者の業務実施状況の評価について

別紙9 個人情報取扱特記事項

広島サッカースタジアム指定管理業務仕様書

本仕様書は、広島市が広島サッカースタジアムの指定管理者に同施設の管理運営を行わせるに当たり、指定管理者に要求する管理運営に係る業務内容及び水準等を示すものである。

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、広島サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）を管理運営するに当たって、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

なお、広島市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、都市公園法（昭和31年法律第79号）並びに広島サッカースタジアム条例（令和4年広島市条例第38号）（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- (3) スタジアムに関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、広島市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、広島市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- (5) 高齢者や子ども連れの方など、誰もが安心して、快適に過ごせる配慮した運営を行うこと。
- (6) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (7) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (8) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (9) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (10) 広島市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) スタジアムの使用の許可、入場の制限、行為の許可及び特別設備の設置等の許可に関すること

ア 年間使用調整

公共団体、競技団体及びこれらの関係団体等が、スタジアムの設置目的である「スポーツの普及及び振興」及び「広島のにぎわいの創出」を図る上で有意義と認められる大会やイベント等を開催する場合については、使用の競合回避及び効率的な施設使用等を図る観点から、一般の使用許可申請に先立ち、年間使用調整を行うこと。

- (7) 指定管理者は、広島市の承認を得て、スタジアムの年間使用調整の基準を定めること。

なお、フィールドの使用を伴う下記 a から d の内容については、天然芝のコンディション維

持のための適正な養生期間を確保した上で、可能な限り開催日程を調整し、施設全体の稼働率の向上に努めること。

- a 本スタジアムをホームスタジアムとするサンフレッチェ広島 of Jリーグ等公式戦、日本サッカー協会、広島県サッカー協会等が主催する国際試合（試合開催の要件として示される練習を含む。）、全国高等学校サッカー選手権広島県大会など広域的かつ大規模なサッカーを始めとするスポーツの試合、その他競技会等で利用日程を優先的に確保する必要があるもの
- b 一般の県民・市民等の使用
 - ※ 本スタジアムが公共施設であることを踏まえ、一般の県民・市民等の使用については、サンフレッチェ広島 of Jリーグ等公式戦での使用日数以上の確保に努めること。
- c 多くの集客が見込まれる広域的かつ大規模なイベント等
- d その他公共性の高い事業など年間使用調整が必要と認められるもの

(イ) 上記(ア)の基準に基づき、大会等の開催前年度において、各主催者等と協議、調整の上、年間使用調整を行うこと。

なお、年間使用調整に当たっては、広島市に確認した上で決定すること。

イ 許可申請の受付、許可等

施設及び附属設備の使用の許可、行為の許可等の申請を受け付け、条例及び規則並びに行政手続法（平成5年法律第88号）及び広島市行政手続条例（平成7年広島市条例第5号）等の内容を十分理解し、法令の規定に基づいた公平な許可を行うこと。

また、受付に当たっては、申請の内容、目的等がスタジアムの使用上問題ないことをあらかじめ確認した上で受理すること。（利用料金の対象となる諸室等は別添資料7を参照）

なお、スタジアムは中央公園広場エリア、住宅地、小学校などが近接していることから、多くの来場者が想定されるJリーグ公式戦、大会、イベント等で使用する場合は、主催者等に対し、準備・設営、撤去の作業時及び開催時において次の事項について適切な方策がとられているかをあらかじめ確認した上で受理すること。

- a スタジアム及び中央公園広場エリアの使用者、周辺住民等の安全を確保すること。
- b 騒音や振動、光害、悪臭、散乱ごみ等で周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう対策を行うこと。

なお、音響設備等を使用する場合は、騒音に関する法令等を遵守し、近隣住民に最大限配慮すること。

- c 混雑が想定される場合には、他の利用者の支障とならないよう対策を行うこと。
- d 来場や送迎などの自動車交通によりスタジアム周辺が混雑しないよう、公共交通利用促進策を講じること。
- e イベント等の来場者が北側の住宅地へ流入しないよう、適切に誘導管理を行うこと。

(7) スタジアムの使用の許可に関すること

- a 年間使用調整により決定された使用予定以外の使用可能時間帯における施設等使用許可の申請は、その申請に係る使用日の3か月前の日から受け付けるものとする。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、その申請に係る使用を開始する前の3か月前の日前でも受け付けることができる。
- b 次のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可をしないこと。
 - (a) 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。

- (b) スタジアムの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (c) 使用の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- (d) その他管理運営上支障があるとき。

(イ) スタジアムへの入場の制限に関すること

次のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- a 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- b 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- c 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- d 管理運営上必要な指示に従わない者
- e その他管理運営上支障があると認められる者

(ウ) スタジアムにおける行為の許可に関すること

a 次に掲げる行為の許可の申請は、その申請に係る行為を開始する日の3か月前の日から受け付けるものとする。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、その申請に係る行為を開始する前の3か月前の日前でも受け付けることができる。

- (a) 行商、募金、出店、興行その他これらに類する行為をすること。
- (b) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (c) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。

b 次に掲げる行為は禁止する。

- (a) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (b) スタジアムの施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (c) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (d) その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(エ) スタジアムの特別設備の設置等の許可に関すること

a スタジアムにおける特別設備（施設使用者が別途持ち込む音響機器、照明機器等）の設置等の許可の申請は、その申請に係る設置等を開始する日の3か月前の日から受け付けるものとする。ただし、必要性、公益性を個別審査の上、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、その申請に係る設置等を開始する前の3か月前の日前でも受け付けることができる。

b 次のいずれかに該当するときは、特別設備の設置等を許可しないこと。

- (a) 特別設備の設置又は撤去の際に、建物の壁面、窓ガラス、床面、天井等やフィールドの芝生等を傷つけるおそれがあるとき。
- (b) 設置しようとする特別設備の形状、大きさ、重量等が施設の構造等に適合していないとき。

(オ) 広告表示を伴う附属設備の使用の許可及び行為の許可に関すること

- a 指定管理者は、広島市の承認を得て、スタジアム内の広告表示に係る基準等を定めること。
- b 広告表示を伴う許可申請の受付に当たっては、「広島市広告掲載要綱」及び「広島市広告掲載基準」に基づき広告掲載の可否を判断した上で受理すること。（広島市ホームページに掲載）
- c 広告を表示できるスタジアムの附属設備（映像装置）の設置場所及び数量は、別添資料4「スタジアム配置図・平面図」を参照すること。

また、スタジアムの壁面を使用して広告を表示できる範囲は、別添資料8「広告表示可能場所」のとおりとする。

- d 常設広告については、指定管理者の裁量により設置できるが、国際試合等において広告の遮蔽が必要な場合は、指定管理者が遮蔽、撤去等の対応を行うこと。

(カ) 許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を命ずることができる。

- a 許可を受けた者が条例又は規則若しくは命令に違反したとき。
- b 許可を受けた者が許可に付された条件に違反したとき。
- c 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(キ) その他

- a 指定管理者は、広島市の承認を得て、許可申請の受付及び許可等に関する具体的な手順・基準等について定めること。
- b 許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。
- c 許可に係る内容を台帳に記載すること。
- d 休場日又は開場時間外での施設等使用や行為等について許可する場合は、広島市と事前に協議し、承認を得ること。

ウ 利用料金の收受等

(駐車場の利用料金については、2(2)ウ「駐車場及びバイク置場の管理」のとおり。)

(7) 利用料金制の採用

スタジアムの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、公の施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」を採用する。

(イ) 利用料金の額

指定管理者は、条例及び規則で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、スタジアムの利用料金の額を定めること。

なお、利用料金の額を変更する場合は、新料金の施行に当たって、一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

(ウ) 利用料金の徴収方法

利用料金の前納又は後納等その他の徴収方法については、広島市の承認を得て、指定管理者において基準を定めること。

(エ) 利用料金の減免・返還

指定管理者は、条例第19条第5項の規定により、市長の承認を得て、指定管理者が基準を定め、当該基準により利用料金を減免又は返還することができる。

なお、減免基準には、別紙1「減免基準に盛り込まなければならない項目」に掲載の事項を必ず盛り込むこと。

(オ) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終会計年度において、次会計年度の使用に係る利用料金（前納利用料金）を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

エ 案内業務及び苦情・要望への対応

- (7) 使用者が行う諸届出について、必要な助言を行うこと。
- (イ) スタジアムに関する問合せや施設見学等について、適切な対応をすること。

- (ウ) 施設の使用等について、利用者、住民等から苦情や要望があった場合は、柔軟かつ適切な対応をするとともに、必要に応じてその内容、経過を記録しておくこと。
住民の生活環境に関わる内容や、指定管理者が対応すべき範囲を超える内容の場合などは、内容、経過の記録とともに速やかに広島市へ報告し、対応について協議すること。
- (エ) 中央公園の他の管理者と連携し、中央公園全体の案内を行うこと。
- (オ) 施設内で拾得物の発見、届出があった場合は、拾得物保管表に記入し、適切に保管・処理すること。

オ 使用指導

- (ア) 指定管理者は、広島市の承認を得て、スタジアムの使用指導についてのマニュアルを定めること。
- (イ) 利用者が円滑に施設及び附属設備を使用できるよう、必要な指導、助言等を行うなど利用者に対する支援を行うこと。附属設備を使用する場合は、利用者の利便性を第一に考え、必要に応じて使用方法の説明、操作の補助等の支援を行うこと。
- (ウ) 利用者への便宜を図るため、施設に備えられた用具等を必要に応じて貸し出すこと。用具を貸し出す際には、指定管理者は倉庫から用具等を搬出すること。また、利用者の利便性を第一に考え、必要に応じて用具の設営、使用方法の説明等の支援を行うこと。
- (エ) 施設の利用計画の作成及び円滑な大会、イベント等の運営のための指導、助言等を行うこと。
- (オ) 使用等の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守するよう指導、助言等を行うこと。
- (カ) 使用等の内容に応じて障害者・高齢者・子ども連れの方など、誰もが安心して快適に過ごせるものとなるよう配慮を促すこと。

(2) スタジアムの施設及び設備の維持管理に関すること

ア 施設管理

(7) 共通事項

- a 施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- b 施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- c 設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。
- d 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれ管理を行うこと。
- e 建築物等の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した場合には、速やかに広島市に報告すること。
- f 公園施設の維持管理業務は、広島市（都市整備局緑化推進部）制定（平成23年1月制定、令和3年1月改定）の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施すること。（広島市ホームページに掲載）

(イ) 保守管理等

保守管理、Wi-Fi 環境の整備及びパークビジョンの運用等に係る作業内容等は別紙2のとおり（スタジアムの主要な設備機器については別添資料9を参照）。

(ウ) 警備

警備に係る作業内容等は別紙3のとおり（機械警備に係る設備機器等を設置できるよう、広島市が整備した内容は別添資料10を参照）。

業務に際しては、中央公園広場エリアの警備や周辺交番等と連携を図りながら実施するとともに、必要に応じて周辺住民等の意見を聞きながら警備方法の見直しなど業務の改善に努めること。

(エ) 清掃等

清掃及び廃棄物処理に係る作業内容等は別紙4のとおり。

(オ) 植物管理（フィールドの芝生管理については2(2)イのとおり。）

植物管理に係る作業内容等は別紙5のとおり。

(カ) 施設修繕

施設及び設備の劣化・破損等の早期発見に努めるとともに、施設及び設備が破損等により正常な機能を発揮できなくなった場合、若しくは正常な機能を発揮できない可能性が生じた場合、速やかに適切な対処に努めること。

a 応急の修繕

(a) 施設及び設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。

(b) 修繕の実施に当たっては、費用が一件当たり100万円未満の修繕については指定管理者が、一件当たり100万円以上の修繕については広島市が、それぞれ負担する。

b 計画的な修繕

(a) 施設及び設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、広島市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額及び優先順位等を整理し、広島市に報告すること。

(b) 広島市は、上記(a)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、広島市及び指定管理者は、「6 リスク分担」による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。

(c) 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出と併せて広島市に提出すること。

イ フィールドの芝生管理

(7) 作業内容等

a フィールドの芝生管理に係る作業内容等は別紙6のとおり。

b 天然芝の張替え用として、別添資料11で示す「ナーセリー（圃場）」で芝生を育成・管理すること。

(イ) 留意事項

a フィールドの天然芝は、競技者が最良の状態での競技できることが求められるなど特殊性があるため、管理に関する専門的知識・技術を有する者による維持管理を行うこと。

b 本スタジアムは、Jリーグ公式戦を始めとする大規模大会やイベント等で使用することから、Jリーグ公式戦に対応するためのJリーグスタジアム基準レベルの良好な芝の状態（平

坦、常緑、水はけのよさ)を確保するとともに、サッカーの国際試合などの大規模大会や多様な利用形態に応じて適切な芝の質を確保すること。

- c 天然芝のコンディション維持のための適正な養生期間や芝の補修、張替えに要する期間はフィールド使用に影響が生じるため、良好な芝の状態を確保しながら高い稼働率とするための実現性の高い計画を策定し、確実な実行に努めること。
- d 芝生の保護、維持・管理、張替え、養生等に係る技術の向上、本スタジアムに適した芝種の選定等に係る研究、それらの効果の検証に継続的に取り組むこと。
- e フィールドの環境向上について、関係者との定期的な情報共有の場を設け、継続して協議すること。
- f イベント等でフィールドを使用する場合は、イベント前後のフィールド使用に支障が生じないように、イベント主催者及びイベント前後のフィールド使用者と必要な調整を行うこと。

ウ 駐車場及びバイク置場の管理

施設の敷地内に整備する駐車場及びバイク置場について、使用者が安全で快適に使用できるよう管理を行うこと。(別添資料12「駐車場・バイク置場エリア図」を参照)

(7) 駐車場及びバイク置場の概要

- a 台数
 - (a) 駐車場：244台
 - (b) バイク置場：300台
- b 供用時間
スタジアムの休場日及び開場時間に準ずる。
なお、屋外駐車場については、終日開放することについて提案することができる。

(4) 標識、ゲート、自動精算機等の設置

- a 指定管理者は、使用者の利便向上を図るため、広島市の承認を得て、スタジアム指定管理区域内に標識、ゲート及び自動精算機等の設備機器等を設置すること。
- b 標識は、次に掲げる事項を明示すること。
 - (a) 利用料金(駐車料金)の額
 - (b) 供用時間
 - (c) 駐車料金の徴収方法
 - (d) 駐車をすることができる自動車
 - (e) その他駐車に関し必要と認められる事項

(ウ) 利用料金(駐車料金)の收受等

- a 利用料金制の採用
駐車場の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、公の施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として收受する「利用料金制」を採用する。
なお、バイク置場については、利用料金を徴収しない。
- b 利用料金の額
指定管理者は、条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、駐車場の利用料金の額を定めること。
なお、利用料金の額を変更する場合は、新料金の施行に当たって、一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

c 利用料金の徴収方法

自動精算機により利用料金を徴収する。

なお、利用料金の前納又は後納等その他の徴収方法については、指定管理者において基準を定めること。

d 利用料金の減免・返還

指定管理者は、条例第19条第5項の規定により、市長の承認を得て、指定管理者が基準を定め、当該基準により利用料金を減免又は返還することができる。

なお、減免基準には、別紙1「減免基準に盛り込まなければならない項目」に掲載の事項を必ず盛り込むこと。

(I) その他

a Jリーグ公式戦など多くの集客が見込まれる試合等開催時については、駐車場を一般開放しないこと。ただし、施設関係者や障害者等の駐車場利用は認めるものとする。

b 使用者が多いときなど必要に応じて、車両の監視、誘導等安全管理、混雑解消等の対応を行うこと。

c 駐車場及びバイク置場の美観を維持し、常に清潔に保つこと。

d 指定管理業務区域内に放置されている自転車等の車両について、広島市が別途行う指示に基づいて放置車両撤去に係る警告書の添付、放置車両の整理、台数の報告、及び撤去作業に係る調整等を行うこと。

エ 備品管理

(7) 広島市の備品については、「広島市物品管理規則」を始め、関係法令に基づき適正に管理すること。広島市の備品を使用する上で必要となる消耗品やメンテナンスに要する経費は、指定管理者の負担とする。

(i) 広島市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

(ii) 指定管理者による管理開始後、スタジアムの管理運営のため、備品が必要となった場合は、あらかじめ広島市と協議の上、当該備品を指定管理者の負担において購入することができる。

なお、備品の購入に当たっては、可能な限り県産品を選定するよう努めること。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいう。

(広島市が調達する予定の備品は、別添資料13「備品一覧(予定)」を参照)

オ 指定管理業務の対象外となる施設の範囲

スタジアムの指定管理区域内のうち、指定管理業務の対象外となる施設は、次のとおり。

区分	施設名称	備考
広島市危機管理室所管施設	防災備蓄倉庫	
	耐震性貯水槽	防災備蓄倉庫地中埋設 貯水容量：100m ³
広島市都市整備局所管施設	準用河川堀川	広島城三の丸歴史館を除く飲食・物販施設等の その他のエリアの供用開始後(令和6年度予定) は広島市市民局所管施設となる予定
太田川河川事務所所管施設	堀川樋門	
広島市都市整備局所管施設 (中央公園広場エリア指定管理者)	公園管理事務所	

(3) その他市長が定める業務

ア 災害時及び緊急時等の対応

(7) 災害発生時等における対応

スタジアムは、災害時の避難者や帰宅困難者を受け入れる施設であり、防災備蓄倉庫などが設置されている。また、整備後は隣接する中央公園広場エリアと合わせて、「広島市地域防災計画」の中で、災害時に開設される指定緊急避難場所を選定される予定のため、災害時には中央公園広場エリアの指定管理者と連携を図り、次の業務を行うこと。

- a 気象台から注意報・警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定・収納などの必要な措置を行い、台風などの災害に備えること。また、天候等の回復後は施設内を巡視し、被害の有無を確認し、速やかに広島市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切な措置をとること。
- b 広島市から本スタジアムを避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。
 - (a) 施設を開錠し、避難スペースを指定して避難者を受け入れること。
 - (b) 災害時や避難場所使用等の緊急時は、広島市と協議の上、業務及び施設・設備使用の一部又は全部を停止するとともに、使用申請者等に使用等許可の取消しの連絡を行うこと。
- c 避難者が長時間滞在することが想定される場合は、広島市の指示を受けて対応すること。

(イ) 緊急時及び事故発生時等の対応

- a 災害等緊急時の使用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- b 使用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。また必要に応じて、救護室等を活用すること。
- c 広島市が施設に設置するAED（自動体外式除細動器）について、職員に適切な使用方法等を習得させること。
- d 夜間などの緊急時には、指定管理者は応急措置を行う必要があるため、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。
- e スタジアム内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、広島市に対しても速やかに報告すること。

(ウ) その他

指定管理者は、広島市の承認を得て、災害時及び緊急時の対応についての計画を定めること。

また、災害時及び緊急時に速やかに対応ができるよう、中央公園広場エリアの指定管理者と連携して、年2回程度防災訓練を実施すること。

イ 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

- (7) 広島市暴力団排除条例及び別紙7「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

- (イ) 広島市暴力団排除条例及び別紙7「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ広島市と協議すること。

ウ その他

- (ア) 使用等の許可に係る手続や日常的な施設・設備の運営管理などについて詳細を記載した「管理運営マニュアル」を整備すること。
- (イ) 指定管理者は、施設の使用規程その他管理に関する規程等を定める場合は、広島市に報告し、承認を得ること。

3 自主事業

(1) 利用者の利便向上及び施設の利用促進のための自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、利用者の利便向上及び施設の利用促進を図ることを目的とした事業を行うことができる。なお、次のアからエに掲げる事業については必ず行うこと。

ア 多機能化施設設置運営事業

別添資料14で示す多機能化施設エリアを全て活用し、次の事業を行うこと。なお、営業形態による面積制限や、広島市が当該エリアで整備している配管等の内容などの与条件については、別添資料14から17を参照すること。

- (ア) サッカーを始めとするスポーツの普及及び振興を図るため、スポーツを楽しむ・学ぶこと、広島市のスポーツの歴史の発信、健康づくりへの寄与などの機能を有する施設を設置し管理運営を行うこと。
- (イ) 利用者の利便に供するとともに、年間を通じた広島のにぎわいの創出に寄与するため、飲食、物販や広島らしさ（県産品の活用等）の発信などの機能を有する施設を設置し管理運営を行うこと。

イ 売店設置運営事業

別添資料14で示す売店エリアを全て活用し、利用者の利便に供することを目的とした飲食、物販等の売店を設置し管理運営を行うこと。なお、広島市が当該エリアで整備している配管等の内容などの与条件については、別添資料14から17を参照すること。

ウ スポーツ普及振興事業

スポーツ教室やスポーツに関するイベントの開催など、サッカーを始めとするスポーツの普及及び振興、健康増進を図るための事業を行うこと。

エ にぎわい創出事業

幅広い世代の県民・市民等の多くの集客が見込めるイベントの開催や、平和記念公園から紙屋町・八丁堀地区周辺に至る回遊性の向上に資する取組、広島県内の市町等の参画（23市町の魅力発信・PR等）など、年間を通じた広島のにぎわいの創出に寄与するための事業を行うこと。

オ その他利用者の利便向上及び施設の利用促進を図る事業

利用者の利便向上及び施設の利用促進を図ることを目的とした事業（自動販売機、公衆電話等の設置など）を行うことができる。

【参考：自主事業に係る多機能化施設等の利用例※】

- ・ 多機能化施設：サッカーを始めとする広島のスーポーツの歴史やサッカー文化を体感できるミュージアム、映像、音響、照明等の設備を利用したスタジアムツアー、県産品を活用したカフェ、レストラン など
- ・ フィールド：スポーツイベント、スポーツ教室 など
- ・ コンコース：ランニング、スタジアムツアーのコース、広島県内の魅力を発信するポップアップエリア など
- ・ VIPラウンジ・スカイボックス：各種イベント など

※ 利用例は、基本・実施設計及びサッカースタジアム整備等事業者提案の記載に基づく内容

(2) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

(3) 行政財産の目的外使用許可

多機能化施設、売店、自動販売機等の設置については、地方自治法第238条の4第7項及び広島市財産条例の規定における行政財産の目的外使用に当たり、その許可手続きは、指定管理者の業務の範囲外となる。このため、当該使用許可については広島市が行う。また、使用許可に伴い広島市が定める使用料を納付するものとする。

(4) 留意事項

自主事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 尊重すべき意見等について

「中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画」※¹、「サッカースタジアム等整備事業の基本設計」※²、「サッカースタジアム等整備事業の実実施設計」※³、別添資料18「サッカースタジアムと広場エリアに求められる機能等について（広島県意見）」、別添資料19「中央公園広場4者が期待する整備の方向性」及び別添資料20「サッカースタジアム建設に向けてのご提案（サッカースタジアム建設に係る意見交換会有志企業）」を尊重すること。

また、基本計画の策定に当たり実施した「『中央公園サッカースタジアム（仮称）基本計画（素案）』に対する意見募集の結果」※⁴、「『新しいサッカースタジアム・公園に関するアンケート』の集計結果」※⁵及び「『サッカースタジアムについて意見を聴く会』での意見」※⁶、並びに別添資料21「サッカースタジアム等整備事業における事業者提案概要」、並びに中央公園内の関連事業である「中央公園広場エリア等整備・管理運営事業」※⁷、「旧広島市民球場跡地整備等事業」※⁸及び「広島城三の丸整備等事業」※⁹の事業内容を参考とすること。（※1から9については、広島市ホームページに掲載）

イ 多機能化施設及び売店の種類

指定管理者が設置する多機能化施設及び売店は、都市公園法第2条第2項で掲げる公園施設に該当する施設とすること。

ウ 関係法令の遵守

自主事業の実施に当たっては、提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱などを遵守すること。

エ イベント等実施時の安全確保等

スタジアムは中央公園広場エリア、住宅地、小学校などが近接していることから、自主事業で多くの来場者が想定されるイベント等を実施する場合は、準備・設営、撤去の作業時及び開催時等において次の事項を実施すること。

(ア) スタジアム及び中央公園広場エリアの利用者、周辺住民等の安全を確保すること。

(イ) 騒音や振動、光害、悪臭、散乱ごみ等で周辺環境へ悪影響を及ぼさないよう対策を行うこと。

なお、音響設備等を使用する場合は、騒音に関する法令等を遵守し、近隣住民に最大限配慮すること。

(ウ) 混雑が想定される場合には、他の利用者の支障とならないよう対策を行うこと。

(エ) 来場や送迎などの自動車交通によりスタジアム周辺が混雑しないよう、公共交通利用促進策を講じること。

(オ) イベント等の来場者が北側の住宅地へ流入しないよう、適切に誘導管理を行うこと。

オ 障害者・高齢者・子ども連れの方等への配慮

自主事業の実施に当たっては、障害者・高齢者・子ども連れの方など、誰もが安心して快適に過ごせるものとなるよう配慮すること。

カ 販売品目の種類

スタジアムや公園の利用と関連性の低い品目を主として販売することや、スタジアム及び中央公園広場エリアの適正な管理に支障を及ぼすおそれがあると広島市が判断する品目の販売は認めない。

キ 施設の設置及び利用等を認めない用途等

次に示す用途を目的とした施設の設置及び利用・行為は認めない。

(ア) 政治的又は宗教的用途

(イ) 風俗営業等その他これらに類する用途

(ウ) 広島市暴力団排除条例に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する用途

(エ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等の用途

(オ) その他広島市が「公園施設」とみなすことができないと判断する施設

ク 組織体制、人員体制の整備

自主事業の実施に必要な組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）を整備すること。

ケ 原状回復義務

指定管理者が設置した多機能化施設及び売店等について、指定管理者の指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、広島市の指示するところにより、その管理を行わなくなっ

た施設等を原状に回復し返還しなければならない。ただし、原状回復を要しないことについて、広島市の承認を得たときはこの限りではない。

4 利用促進

広島市が設定している下記(1)の基準値を達成するための利用促進策として、有効な取組を行うこと。また、スタジアムは、市内のみならず、県内外から幅広い集客を目指す施設であることから、市内、県内、県外の利用者ごとの利用促進策をそれぞれ行うこと。

なお、下記の基準値は、新型コロナウイルス感染症の影響が無いものと見込み設定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると認められるときは、その影響を踏まえ再設定する場合がある。

(1) 基準値について

ア 広島市の基準値

区分	基準値	
	令和5年度*	令和6年度から令和14年度
スタジアムの集客目標	18万3千人	各年度110万人

※ 令和5年度：供用開始となる令和6年2月1日から令和6年3月31日まで（2か月間）

イ 集客数の集計の考え方

スタジアムの集客数は、Jリーグ等有料興行及び大会の観客動員数、各種イベントへの参加者数、フィールド及び会議室等諸室の利用者数、多機能化施設エリア及び売店エリアに導入する各店舗等の来客数（売店エリアについては、興行、大会、各種イベント等の観客・参加者向けに営業した時の来客数を除く。）などをそれぞれ集計し、合計して算出すること。

なお、集計に当たっては、計測方法を提案し実施すること。

【参考：計測方法の例】

- ・ 有料の興行・イベント・施設などの集客数：来場チケット数や主催者公表動員数 など
- ・ フィールド・会議室等諸室の利用者数：使用許可手続における申請者数
- ・ 無料イベント等の参加者数：イベント等主催者の報告における参加者数 など
- ・ 各店舗等の来客数：店舗等運営者の報告における来客数 など

※ 来場チケット等のない店舗等の来客数については、必要に応じて計測器を設置するなど、一定の精度のある方法により計測する。

(2) 利用促進業務の実施

次の利用促進業務を提案し実施すること。

ア 利用促進を目的とした自主事業（「3 自主事業」のとおり。）

イ パンフレットの作成・配布、ホームページの作成・公開、SNS等を活用した施設概要やイベント等のPR及び情報提供などの宣伝広報

ウ サッカーの国際大会など多くの集客が見込めるイベント等の誘致

エ その他利用促進を図るための業務

(3) 利用者ニーズ把握のためのデータ収集・分析及び業務改善

県民・市民を始めとする利用者ニーズに即した質の高い施設とし、利用促進を図るため、利用者の属性（居住地、年代等）や行動データ、満足度等の実態を分析するためのデータ収集、当該データを活用した課題分析、分析に基づく業務改善に取り組むこと。

【参考：取組例】
利用者へのアンケート、ICT技術を活用した利用者の属性や行動データ等の収集・分析 など

(4) 留意事項

利用促進の取組に必要となる組織体制（実施実績、提携予定先等）や人員体制（専門知識、経験、資格等）を整備すること。

5 管理の基準

(1) 休場日

12月29日から翌年1月3日まで

ただし、あらかじめ市長の承認を得て、休場日に開場することができる。

(2) 開場時間

午前9時から午後9時まで

ただし、あらかじめ市長の承認を得て、開場時間を延長することができる。

(3) 特記事項

市民サービスの向上を図るため、広島市において、必要があると判断したときは、休場日や開場時間を変更することがある。

6 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは、その修繕内容により、個別に広島市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には広島市の負担とするが、指定管理者の負担による修繕も可能とする。

7 職員配置、研修等

(1) 職員配置

- ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- イ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮し、施設使用者の要望に応えられるものにする。特に多くの集客が見込まれる日の勤務体制は、管理運営に支障がないよう留意すること。
- ウ スタジアムの管理運営に係る業務の適切な遂行並びに総合的な把握及び調整を行うため、総括責任者及び総括責任者補佐を配置すること。
- エ 上記アからウを踏まえ、指定管理業務に係る配置人員は、以下を標準*とする。
また、以下の人員に加えて、自主事業の実施に必要な人員を指定管理者の負担により、別途配置すること。

区分	人数
総括責任者	1人
総括責任者補佐	1人
担当者（庶務、利用料金徴収、経理、労務管理）	1人
担当者（使用調整、利用促進、広報）	1人
担当者（利用者対応）	1人
担当者（施設管理）	1人
計	6人

* 標準の配置人員：平日の日中など通常の業務時間帯において、指定管理業務を実施するために必要な人数を示したもの

(2) 総括責任者等の資格要件等

ア 総括責任者

総括責任者は、国際大会や全国規模の大会の管理運営に携わった経験を有する者で、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定「公認スポーツ施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

イ 総括責任者補佐

総括責任者補佐は、公益財団法人日本スポーツ施設協会認定「公認スポーツ施設管理士」の有資格者又はスポーツ施設の管理運営に携わった経験を5年以上有する者とする。

ウ 担当者

担当者は、適正な現金管理や会計処理などの経理事務や、使用調整、利用者対応、施設管理、利用促進に係る取組等の実施に当たり、専門知識、経験、資格等を有する者とする。

(3) 有資格者

- ア 普通救命講習の修了証の取得者を常に1人以上配置すること。
- イ 配置人員のうち、管理監督的な地位にある者で、防火管理者及び防災管理者の資格を有する者1人を必置とする。ただし、適正に防火・防災管理業務が行える場合は、本部等の職員とするこ

とができる。

ウ 自衛消防組織の設置に当たっては、配置人員のうち、統括管理者の資格を有する者1人を必置とする。

エ 第三種電気主任技術者1人を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。

オ 建築物環境衛生管理技術者1人を選任すること（再委託した業者からの選任も可）。

カ その他、施設の管理運営に当たり、法令等により資格を必要とする業務には、それぞれ有資格者を選任すること。

(4) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接遇及び接客態度を心がけること。

イ 職員には施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成するとともに、防災訓練を実施し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに広島市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件等については、労働関係法令等を遵守すること。

8 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、毎年度広島市が指定する期日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、広島市に提出すること。

(2) 事業の報告

ア 指定管理者は、毎月、事業実施報告書を作成し、広島市に提出すること。

イ 指定管理者は、毎年度終了後速やかに事業報告書及び収支決算書を作成し、広島市に提出すること。

(3) 会計帳簿の記帳

指定管理者の業務に係る収入及び支出の状況について、証拠書類に基づき、適正に会計帳簿に記帳するとともに、その保存年限は、次年度の4月1日から起算して会計帳簿については10年間、証拠書類については5年間とすること。

また、これらの関係書類については、広島市が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(4) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(5) 広島市が実施する業務等への協力

広島市が実施する業務へ積極的に協力すること。

また、指定管理者は、広島市が実施する新たな施策、条例・規則改正、調査、施設の現状変更等において、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

(6) サッカースタジアムと中央公園広場エリアの一体的な運営

ア 中央公園広場エリア指定管理者と、特別目的会社（「SPC」（Special Purpose Company の略称）又は 有限責任事業組合（以下「LLP」（Limited Liability Partnership の略称）という。）等の共同企業体（以下「中央公園広場共同企業体」という。）を設立し、サッカースタジアムと中央公園広場エリアにおいて一体的な運営を行うこと。なお、LLP については、別添資料 2 2 「中央公園広場エリア指定管理者との連携イメージ」を参照すること。

また、中央公園広場共同企業体に広島市や広島県等が参画した運営協議会を別途組成し、サッカースタジアムと中央公園広場エリア等が連携した一体的なにぎわい創出に努めること。

イ 指定管理者は、次の業務について、中央公園広場エリアの指定管理者と連携、調整し行うこと。

- (ア) 2(1)アに記載する年間使用調整
- (イ) 2(1)イ及び3(4)エに記載するイベント等実施時の安全確保等
- (ウ) 2(3)ア(ア)に記載する災害発生時等における対応
- (エ) 3(1)ウ及びエに記載するイベント等の実施
- (オ) その他中央公園広場エリアの指定管理者との連携、調整が必要な業務

(7) 中央公園全体のエリアマネジメント

中央公園内には、広島県立総合体育館や、ひろしま美術館等の様々な施設が立地しているほか、今後、旧広島市民球場跡地における都心の新たなにぎわい拠点及び広島城三の丸へのにぎわい施設の整備などが予定されている。

こうした中央公園内の各施設が連携し、共同イベントの開催や各種広報など、中央公園全体の魅力向上に向けた取組が求められている。

このため、指定管理者は、指定期間において、旧広島市民球場跡地整備等事業の認定計画者が立ち上げる協議体に構成員として参画し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行うこと。

なお、協議体の構成員として支出すべき費用は、指定管理者の負担とする。

詳細は別添資料 2 3 「中央公園全体の魅力向上に向けた取組のイメージ（参考）」を参照すること。

9 モニタリング及び業務実施状況評価

(1) モニタリングの実施

広島市は、指定期間中にモニタリングを実施する。

(2) 業務実施状況評価の実施

広島市は、指定管理者が事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う（評価については別紙 8 のとおり。）。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

業務実施状況評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、広島市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(4) 業務実施状況評価の結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間の1年目*より8年目までの間に、別紙8の評価基準による業務実施状況評価の結果が、2年連続して低評価(C又はD)となった場合は、次期指定管理者の公募(当該施設の公募に限る。)に対する応募資格を与えないものとする。

※ 上記(4)に記載する「1年目」とは、令和5年12月28日から令和6年3月31日の期間とする。

10 調査・指示への対応

- (1) 指定管理者は、広島市から求められたときは、施設、物品、各種帳簿の現地調査を受けなければならない。
- (2) 指定管理者は、広島市からの指定管理者の業務又は経理について指示を受けたときは、それに従わなければならない。

11 協定の締結

広島市と指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

12 業務の実施上の注意事項

- (1) 指定管理者は、業務上知り得た秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
- (2) 文書の開示等の情報公開については、広島市情報公開条例に準じる。

13 その他

(1) 指定期間の前に行う業務

指定期間の前に以下の業務を実施する。

なお、以下のアからエの業務の実施に要する指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担することとし、オの業務については、別途、広島市と指定管理者との間で委託契約を締結する。

- ア 協定項目についての広島市との協議
- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 各種開業イベント(寄附者内覧会等)に係る協力
- オ 年間使用調整及び使用申請の受付等

(2) 業務委託等

管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は、広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書と併せて提出すること。

また、業務の委託等を行う際には、作業報告書の提出、履行確認及び検査不合格の措置等の事項

について、契約書に明記すること。

なお、履行確認に当たり、日々実施する業務（清掃等）については、実施者に日々の作業報告書を提出させ、指定管理者は実施日ごとに履行確認を行うこと。

(3) 保険への加入

指定管理者は「広島サッカースタジアム指定管理者応募要領」及び本仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。

なお、火災保険については広島市が加入する。

(4) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。

なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(5) 監査

広島市監査委員等が広島市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別紙9「個人情報取扱特記事項」を基に、広島市と指定管理者が締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(7) 光熱水費

ア 電気及び水道料金等の光熱水費は、指定管理者が支払うこと。

なお、電力供給に関し、平成11年5月に電気事業法が改定され、平成12年3月から使用する電気の小売が自由化されたことに伴い、既存の小売電気事業者の間で競争が可能となっているので、スタジアムで使用する電気の需給に関する契約については、適切な契約を行うこと。（広島サッカースタジアム 受電電圧 6,600 ボルト）

イ Jリーグのホーム試合日には、清掃工場が発生する余剰電力をスタジアムに自己託送する予定であることから、自己託送の運用に協力すること。

なお、自己託送にかかる費用は広島市が支払う。

(8) 国有財産の貸付料

スタジアムの建設場所は国有地であり、国と広島市との間で国有財産無償貸付契約を締結しているが、専ら収益を得ることを目的として特定の者が恒常的に施設（一般の施設利用者の利便向上を図るための施設等を除く。）を専用使用するなど無償貸付の用途に当たらない場合、当該使用部分について土地貸付料が生じ、広島市から国への納付が必要となる。

そのため、施設を使用する内容によっては、広島市が施設使用者から土地貸付料相当額を徴収する場合がある。

(9) スタジアムの命名権に関する事項

広島市では、スタジアムについて、供用開始までに命名権の取得者を公募し、呼称を定めることを想定している。各種広報を行う際には、命名権により定められた呼称を使用するなど適切に対応すること。

なお、命名権を設定する場合は、命名権取得者が命名権に係るサインの計画や設置・修繕など必要な費用を負担する。

(10) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点。以下「6月1日時点」という。）で、法定雇用障害者数を達成しておらず、広島市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6月1日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して広島市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(11) 業務内容等に疑義が生じた場合の措置

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、広島市と指定管理者でその都度協議するものとする。